

5 蛇行する河川への復元

過去に直線化された河川について、可能な限り蛇行した河川への復元を図る必要があります。

●実施にあたっては、特に周辺農地への影響を考慮することとしています。

目的

- ① 湿原本来の生物生息環境を復元
- ② 湿原景観の回復
- ③ 湿原植生の再生
- ④ 湿原内への土砂流入の防止



施策イメージ図(茅沼地区)

6 水環境の保全

湿原の生態系と密接な関係を持つ河川水、地下水などの水環境の保全を図ることが必要です。



湿原内における湧水箇所

7 野生生物の生息・生育環境の保全

タンチョウやキタサンショウウオ、イトウ、カブスゲ群落(ヤチボウス)などの動植物の生息・生育環境を把握し、その保全を図ることが必要です。



タンチョウ



ヤチ波士



キタサンショウウオ

8 湿原景観の保全

塘路湖、シラルトロ沼、達古武沼等の湖沼・河川および湿原の景観を保全していくことが必要です。



細岡展望台からの湿原景観

9 湿原の調査と管理に関する市民参加

湿原の調査と管理に関して、市民参加を図ることにより、湿原や流域に関する認識を高めることが必要です。



釧路湿原川レンジャーによる湿原学習会(細岡展望台)

10 保全と利用の共通認識

湿原のゾーニングを行い、時期に応じた保全と利用のルール、マナーの共通認識をもつことが必要で、このためには流域の関係者、関係機関が互いの立場を理解することが必要です。



カヌーによる釧路川の川下り

11 環境教育の推進

全世代を対象として、湿原を環境教育の場として活用すべく、地域リーダーの育成を図ることが必要です。



釧路湿原の学習会

12 地域連携・地域振興の推進

湿原を軸とした地域交流・連携を進めるべきであり、このためには情報の共有と相互理解のための場及びシステム整備をしていきます。

湿原は地域の資源であり、湿原を保全することが地域の振興につながることから、地域が主体的に考え取り組むことが必要です。



地域連携などについて議論がなされたシンポジウム(平成13年2月16日)